

兵庫県告示第 号

平成8年3月29日告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

別表第5の1排出基準の一般項目のうち、「ふっ素含有量」及び「大腸菌群数」の項目等を廃止し、新たに健康項目に「ふっ素及びその化合物」を、一般項目に「大腸菌数」の項目等を設定し、許容限度をそれぞれ「海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、1リットルにつき8ミリグラム。海域に排出されるものにあつては、1リットルにつき15ミリグラム」、「日間平均1ミリリットルにつき800コロニー形成単位」と定める。

同排出基準の健康項目に、「ほう素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」及び「1,4—ジオキサン」の項目等を設定し、許容限度をそれぞれ「海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、1リットルにつき10ミリグラム。海域に排出されるものにあつては、1リットルにつき230ミリグラム」、「1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム」、「1リットルにつき0.5ミリグラム」と定める。

同排出基準の健康項目のうち、「カドミウム及びその化合物」、「六価クロム化合物」、「トリクロロエチレン」及び「1,1—ジクロロエチレン」の項目等の許容限度を、それぞれ「1リットルにつきカドミウムとして0.03ミリグラム」、「1リットルにつき六価クロムとして0.2ミリグラム」、「1リットルにつき0.1ミリグラム」、「1リットルにつき1ミリグラム」に変更する。

同排出基準の一般項目のうち、「亜鉛含有量」の項目等の許容限度を「1リットルにつき2ミリグラム」に変更する。

現 行			改 正 案		
環境の保全と創造に関する条例に基づく工場等の規制基準（抄） 平成 8 年 3 月 29 日 告示第 542 号			環境の保全と創造に関する条例に基づく工場等の規制基準（抄） 平成 8 年 3 月 29 日 告示第 542 号		
環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、工場等における規制基準を次のように定め、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。			環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、工場等における規制基準を次のように定め、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。		
（略）			（略）		
3 汚水の規制基準は、別表第 5 のとおりとする。			3 汚水の規制基準は、別表第 5 のとおりとする。		
（略）			（略）		
別表第 5			別表第 5		
1 排出基準			1 排出基準		
項目等		許容限度	項目等		許容限度
健康項目	1 カドミウム及びその化合物	<u>1 リットルにつきカドミウムとして</u> <u>0.05 ミリグラム</u>	健康項目	1 カドミウム及びその化合物	<u>1 リットルにつきカドミウムとして</u> <u>0.03 ミリグラム</u>
	（略）			（略）	
	5 六価クロム化合物	<u>1 リットルにつき六価クロムとして</u> <u>0.5 ミリグラム</u>		5 六価クロム化合物	<u>1 リットルにつき六価クロムとして</u> <u>0.2 ミリグラム</u>
	（略）			（略）	
	10 トリクロロエチレン	<u>1 リットルにつき</u> <u>0.3 ミリグラム</u>		10 トリクロロエチレン	<u>1 リットルにつき</u> <u>0.1 ミリグラム</u>
	（略）			（略）	
	15 1,1－ジクロロエチレン	<u>1 リットルにつき</u> <u>0.2 ミリグラム</u>		15 1,1－ジクロロエチレン	<u>1 リットルにつき</u> <u>1 ミリグラム</u>
	（略）			（略）	
一般項目	（略）		一般項目	（略）	
	<u>10 ふっ素含有量</u>	<u>1 リットルにつき</u> <u>15 ミリグラム</u>		<u>25 ふっ素及びその化合物</u>	<u>海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、1 リットルにつき 8 ミリグラム。海域に排出されるものにあつては、1 リットルにつき 15 ミリグラム</u>
	<u>11 銅含有量</u>	<u>1 リットルにつき</u> <u>3 ミリグラム</u>		<u>26 ほう素及びその化合物</u>	<u>海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、1 リットルにつき 10 ミリグラム。海域に排出されるものにあつては、1 リットルにつき 230 ミリグラム</u>
	<u>12 亜鉛含有量</u>	<u>1 リットルにつき</u> <u>5 ミリグラム</u>		<u>27 アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u>	<u>1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム</u>
	<u>13 大腸菌群数</u>	<u>日間平均 1 立方センチメートルにつき</u> <u>3,000 個</u>		<u>28 1,4－ジオキサン</u>	<u>1 リットルにつき</u> <u>0.5 ミリグラム</u>
（略）			（略）		
			一般項目		
			10 銅含有量		1 リットルにつき 3 ミリグラム
			11 亜鉛含有量		1 リットルにつき 2 ミリグラム
			12 大腸菌数		日間平均 1 ミリリットルにつき <u>800 コロニー形成単位</u>